

お 願 い

地区計画の区域内における行為の届出書に添付する図面等について、下記の事項を遵守するようお願いいたします。

届出期日について	●地区計画の届出の期日は都市計画法により、その行為を行う30日前までに届けることになっていきますので、行為の着手予定日の <u>30日前までに届出を行うこと。</u>
外壁や屋根等の着色について	● <u>必ず建物立面図に着色</u> し（同等色であれば多少の差異は構わない）、色名称を <u>引き出し線等で明記</u> すること。 ●色名称については、メーカーカタログや写真等を添付すること。（カラーコピー可）ただしその場合であっても、引き出し線等を用いて名称の明記は必ず行うこと。 ●テラス部や太陽電池パネル等に用いる部材についても、可能な限り着色し、メーカーカタログや写真等を添付すること。
植栽について	●外構計画平面図に <u>植栽の配置位置、植栽種類（名称）を明記</u> すること。 ●垣または柵が生垣によらない場合の植栽位置については、地区計画のただし書きにあるように、必ず <u>道路境界線沿いに位置</u> すること。（駐車スペースの目地部への「張り芝」でも可）
垣または柵の図面への明記について	●工作物立面図または外構立面図に、 <u>工作物や柵等の種類・高さを明記</u> すること。 ●柵の明記については下記例のように記載すること。 （例）「生垣：（名称）」・「CB+フェンス（H=0.8）」など
届出書類の綴じ方について	●届出書類への <u>袋綴じは必要ありません</u> 。届出書、委任状、位置図、配置図、敷地求積図、関係図面の順に綴じること。 ●メーカーカタログや写真の添付は、 <u>その事項が関係している図面のすぐ後に添付</u> すること。 （例）着色した計画立面図の次にカタログのカラーコピーを綴じる

※備考

「南元町地区地区計画」の届出事項については、主に「建築物の外壁の色彩」「植栽の位置」「垣または柵の種類」が適合しているかどうかを判断していますので、上記に対して不備がある場合は適合しないと判断し、必要な措置をとるよう勧告する場合がありますのでご注意ください。